

# 松戸都市計画下水道の変更

(松戸市決定)

計 画 書

[松戸市第5号公共下水道]

令和8年 月

千葉県松戸市

## 松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第5号公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 363ha

雨水 約 358ha

### 理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

## 理 由 書

令和7年度に変更した松戸市手賀沼流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

### 【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の污水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の污水本管理設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

### 【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

## 都市計画の策定経緯の概要書

### 松戸都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県県土整備部 都市整備局長への事前協議	令和8年5月12日	松建整第 39号 令和8年5月12日
都市計画案の概要の 公告・縦覧	令和8年7月 1日から 令和8年7月15日まで	予定 松戸市公告第 号 令和 年 月 日 縦覧者 人 公述申出書の提出
都市計画公聴会	令和8年8月27日	予定
都市計画案の公告・縦覧	令和8年9月 1日から 令和8年9月15日まで	予定 松戸市公告第 号 令和 年 月 日 縦覧者 人 意見書の提出
市都市計画審議会	令和8年10月21日	予定 松街都計審第 号 令和 年 月 日
千葉県知事への 協議の申出	令和8年11月 4日	予定 松建整第 号 令和 年 月 日
千葉県知事の協議回答	令和8年11月18日	予定 下第 号 令和 年 月 日
決定告示	令和8年12月11日	予定 松戸市告示第 号 令和 年 月 日

参 考

## 計画書の新旧対照

変更前

変更後

## 松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第5号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 松戸市第5号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 汚水 約 362ha

約 363ha

雨水 約 362ha

約 358ha

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
高柳第1号 汚水幹線	松戸市六高台九丁目	松戸市六高台九丁目	

理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

参 考

## 計 画 概 要 書

# 松戸都市計画下水道変更概要書

## 1. 変更の趣旨

令和7年度に変更した松戸市手賀沼流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

### 【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の污水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の污水本管理設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

### 【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

## 2. 松戸市公共下水道概要

都市計画の名称	松戸都市計画
下水道の名称	松戸市第1号公共下水道 松戸市第3号公共下水道 松戸市第5号公共下水道
処理区域名	江戸川左岸処理区(松戸市第1号公共下水道) 金ヶ作処理区(松戸市第3号公共下水道) 手賀沼処理区(松戸市第5号公共下水道)
行政区域面積	6,138 ha
下水道全体計画面積 (市全体)	5,720 ha  5,300 ha(江戸川左岸流域関連) ※金ヶ作処理区を含む 420 ha(手賀沼流域関連)
都市計画決定面積 (市全体)	4,463 ha  3,937 ha(江戸川左岸流域関連) 松戸市第1号公共下水道 163 ha(金ヶ作処理区) 松戸市第3号公共下水道 363 ha(手賀沼流域関連) 松戸市第5号公共下水道

行政人口	50.2 万人 (令和 7年度末)
下水道全体計画人口 (市全体)	43.9 万人 (目標 江戸川左岸流域関連 2049 年度) (目標 手賀沼流域関連 2051 年度)
	40.4 万人 (江戸川左岸流域関連) 3.5 万人 (手賀沼流域関連)

### 3. 松戸市第5号公共下水道変更概要

項目	計画変更	既決定 (平成24年度)	備考
決定面積	363 ha	362 ha	1haの追加
決定人口	40,310人	←	
排除方式	分流式	←	
流量算定	合理式 $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$	←	
降雨強度式	$I = \frac{4900}{t+38}$ (50mm/hr) (5年確率)	←	
流出係数	0.60~0.80	←	
流入時間	7分	←	
流速 (汚水) (雨水)	0.60~3.00 m/sec 0.80~3.00 m/sec	←	
汚水量原単位 (最終)	日平均 345 l/人・日 日最大 435 l/人・日 時間最大 615 l/人・日 (地下水 75 l/人・日)	375 l/人・日 475 l/人・日 680 l/人・日 (70 l/人・日)	30 l/人・日の減 40 l/人・日の減 65 l/人・日の減 5 l/人・日の増
処理水量 (日最大)	家庭 14,520 m <sup>3</sup> /日 工場 0 m <sup>3</sup> /日 地下水 3,030 m <sup>3</sup> /日 計 17,550 m <sup>3</sup> /日	16,330 m <sup>3</sup> /日 0 m <sup>3</sup> /日 2,820 m <sup>3</sup> /日 計 19,150 m <sup>3</sup> /日	1,810 m <sup>3</sup> /日の減 - 210 m <sup>3</sup> /日の増 1,600 m <sup>3</sup> /日の減
余裕 (汚水)	25~100%	←	
(雨水)	特に考慮しない	←	

参 考

新 旧 对 照 表

新旧対照表  
(松戸市第5号公共下水道)

項目	計画変更	既決定 (平成24年度)	備考
1. 下水道の名称	松戸市第5号公共下水道	松戸市第5号公共下水道	変更なし
2. 排水区域 (汚水)	手賀沼処理区 363ha	手賀沼処理区 362ha	1haの追加
	鎌ヶ谷第2-1処理分区 56ha	鎌ヶ谷第2-1処理分区 56ha	変更なし
	鎌ヶ谷第2-2処理分区 12ha	鎌ヶ谷第2-2処理分区 12ha	〃
	柏第10処理分区 8ha	柏第10処理分区 8ha	〃
	松戸処理分区 235ha	松戸処理分区 234ha	1haの追加
	鎌ヶ谷第4処理分区 52ha	鎌ヶ谷第4処理分区 52ha	変更なし
(雨水)	排水区7カ所 358ha	排水区5カ所 362ha	4haの減
	高柳排水区 205ha	高柳排水区 205ha	変更なし
	大津川左岸第6排水区 37ha	大津川左岸第6排水区 37ha	〃
	西部第2排水区 76ha	西部第2排水区 76ha	〃
	西部第5排水区 21ha	西部第5排水区 21ha	〃
	西部第7排水区 19ha	西部第7排水区 19ha	〃
	—	春木川東部第1排水区 1ha	1haの減(0.6ha)
	—	春木川東部第2排水区 3ha	3haの減(3.3ha)
3. 下水管渠 (汚水)	幹線数 1本	幹線数 1本	変更なし
	高柳第1号汚水幹線 ◎0.7 510m	高柳第1号汚水幹線 ◎0.7 510m	〃
(雨水)	なし	なし	〃
4. ポンプ施設	なし	なし	〃
5. 処理施設	なし (手賀沼流域下水道へ流入)	なし (手賀沼流域下水道へ流入)	〃

参 考










变 更 经 过 一 览









## 関係機関との協議・調整経過一覧表

関係機関名	協議方法	協議の内容及び問題点	見直し又は結果	資料番号
河川清流課	打合せ	雨水排水区域の変更について	支障なし	1

## 下水道整備課

課長	補佐	計画班	記録
	 	    	

## 河川清流課

課長	補佐	担当
	  	 

## 打合せ・協議録

内 容	松戸都市計画下水道の排水区域の変更に伴う協議について
日 時	令和8年4月21日（火）13：00～13：45
場 所	河川清流課
河川清流課	大庭補佐
下水道整備課	小関主査、西口

## 【要旨】

「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」の内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は計画当初の既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。

## 【協議内容の詳細】

## &lt;下水道整備課&gt;

別紙①②：今回協議内容資料、 別紙③：前回(平成24年度)協議内容資料 を基に内容を説明。

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」を予定。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境(別紙②参照)。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域(3.9ha)が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれる。

一部区域(3.9ha)は、H24年度に実施した都市計画決定において、汚水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯(別紙③)があるが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にある。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東

部第2排水区の一部区域（3.9ha）を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画（H24年度）		変更計画（R8年度）		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	
春木川 東部 第1 排水区	約 147ha	約 1ha	約 148ha 増減：+1ha (+0.6ha)	— 増減：-1ha (-0.6ha)	※変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所：松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量： 25.290 m <sup>3</sup> /s
春木川 東部 第2 排水区	約 98ha	約 3ha	約 101ha 増減：+3ha (+3.3ha)	— 増減：-3ha (-3.3ha)	※変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所：松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量： 24.990 m <sup>3</sup> /s
増減（計）			(+3.9ha)	(-3.9ha)	

<河川清流課>

今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないこと、また、平成24年度以前の計画当初の既計画に戻るのみのため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の排水区域の変更に支障はない。

以上

## ○松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について

R8.4

## 協議内容

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）と松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）】の排水区域の変更」を予定しています。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境（別図参照）になります。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域（3.9ha）が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれます。

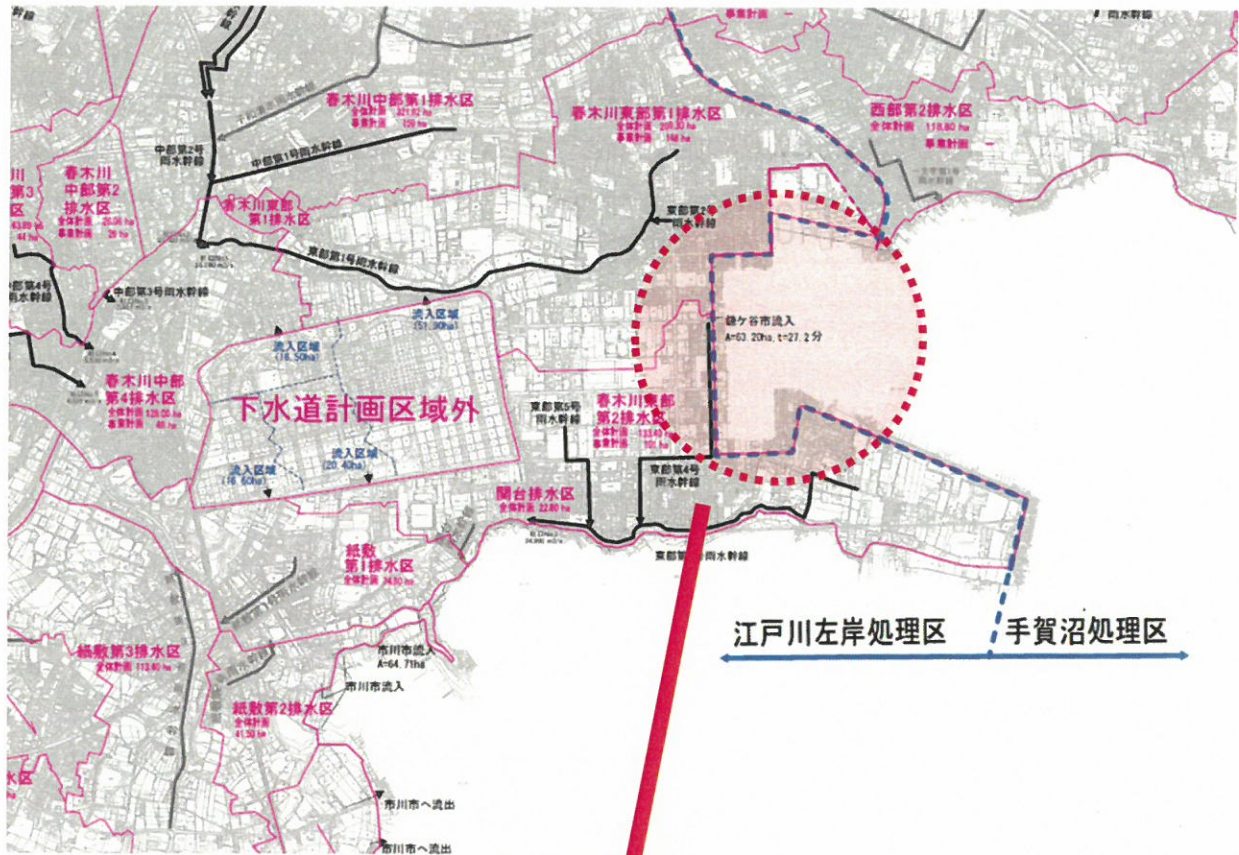
一部区域（3.9ha）は、H24年度に実施した都市計画決定において、污水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯（別紙参照）がありますが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にあります。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域（3.9ha）を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画（H24年度）		変更計画（R8年度）		放流先 等
	松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）	松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）	松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）	松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）	
春木川東部第1排水区	約147ha	約1ha	約148ha 増減：+1ha (+0.6ha)	— 増減：-1ha (-0.6ha)	※変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所：松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量： 25.290 m <sup>3</sup> /s
春木川東部第2排水区	約98ha	約3ha	約101ha 増減：+3ha (+3.3ha)	— 増減：-3ha (-3.3ha)	※変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所：松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量： 24.990 m <sup>3</sup> /s
増減（計）			(+3.9ha)	(-3.9ha)	

変更箇所

【参考：松戸市公共下水道全体計画一般図(雨水)】



赤色箇所が現在の都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれている。下流先の処理区として、汚水の計画は正しいが、雨水の計画は、実際の排水区の吐口と異なっている。

打合せ報告書

下水道整備課

課長	専門監	補佐	主幹	庶務班長	工事班長	計画班長	担当

河川清流課

課長	補佐	担当

件名	松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について
年月日	平成24年6月20日（水）午前10:00～10:20
場所	河川清流課内打合せスペース
出席者	河川清流課：宇賀補佐、若林主幹 下水道整備課：西原主幹、中澤技師、小池

**要旨**  
 松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。

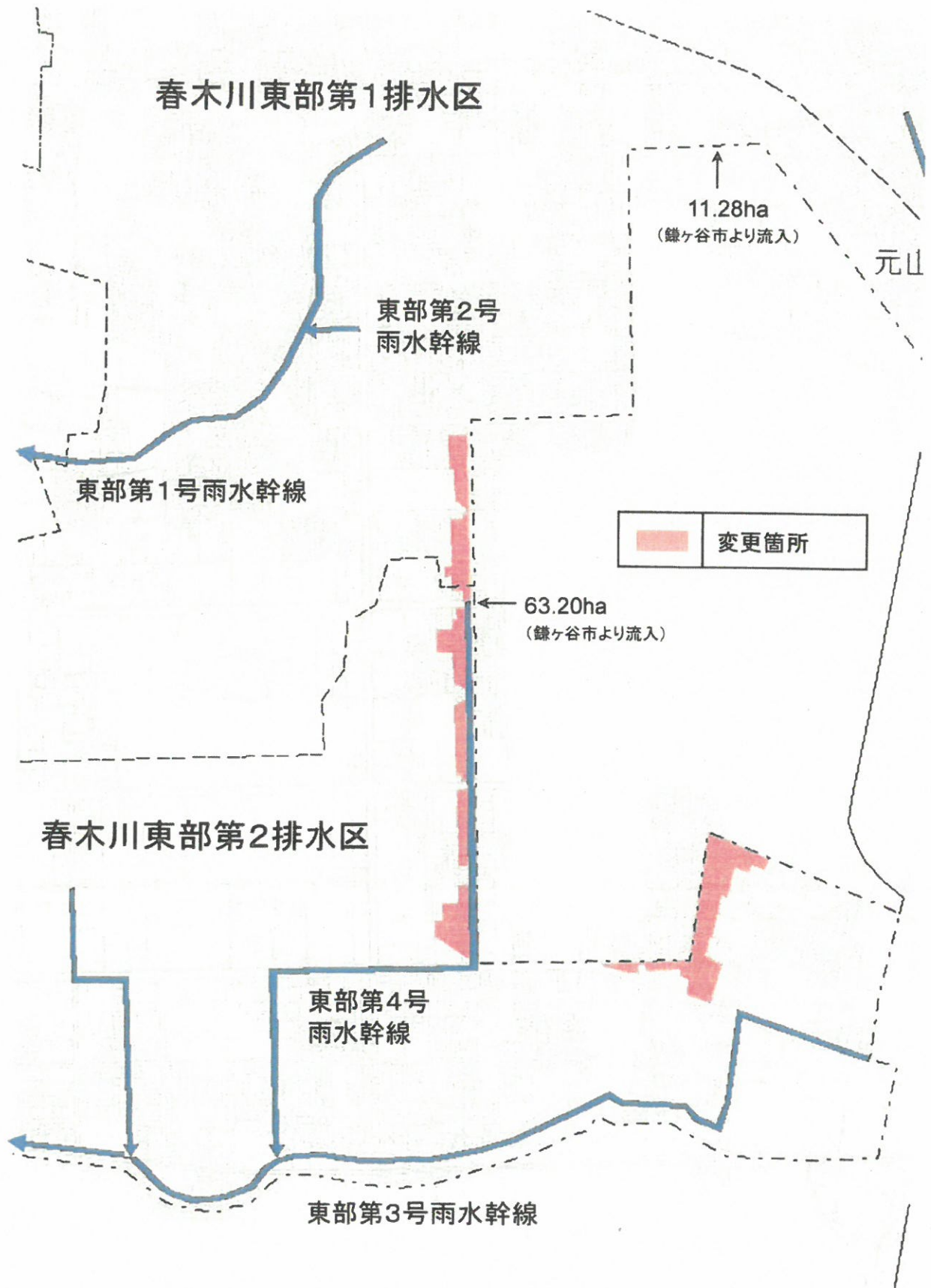
**結果**  
 <下水道整備課>  
 今回協議する地区（松飛台地区）は、昭和49年に都市計画松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）として都市計画決定した地区であり、決定当時は、雨水排水については、春木川東部第1排水区と春木川東部第2排水区の2つの系統に分けて処理をする計画であった。  
 春木川東部第1排水区系統は、隣接する鎌ヶ谷市から11.28haの流入を受けて、東部第1号雨水幹線にて日暮7丁目地先の準用河川春木川に25.290m<sup>3</sup>/sの雨水を流出させ、春木川東部第2排水区系統は、鎌ヶ谷市から63.20haの流入を受けて、東部第4号雨水幹線及び東部第3号雨水幹線にて紙敷1丁目地先の紙敷川に24.990m<sup>3</sup>/sの雨水を流出させる計画であった。  
 今回、効率的な下水道整備（汚水管渠整備）を行うため、松飛台地区約4ha（3.9ha）を松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）から廃止し、松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）に編入する都市計画の変更を予定している。下水道の計画は汚水の処理区ごとに策定しているため、計画書上、雨水の排水区も松戸市第1号公共下水道の区域であった上記2つの排水区の一部が、松戸市第5号公共下水道に変更となる。  
 この変更により現計画から雨水の排水形態が変わるものではないが、今後都市計画の変更手続きに入るので、念のため放流先の河川管理者と変更内容について確認したい。

	既計画		変更計画		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	
排水区名					
春木川 東部 第1 排水区	約 148 ha	—	約 147 ha  増減: -1 ha (-0.6 ha)	約 1 ha  増減: +1 ha (+0.6 ha)	※ 変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所: 松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量: 25.290 m <sup>3</sup> /s
春木川 東部 第2 排水区	約 101 ha	—	約 98 ha  増減: -3 ha (-3.3 ha)	約 3 ha  増減: +3 ha (+3.3 ha)	※ 変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所: 松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量: 24.990 m <sup>3</sup> /s
(計)			(-3.9 ha)	(+3.9 ha)	

結果

<河川清流課>  
 今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更を支障はない。

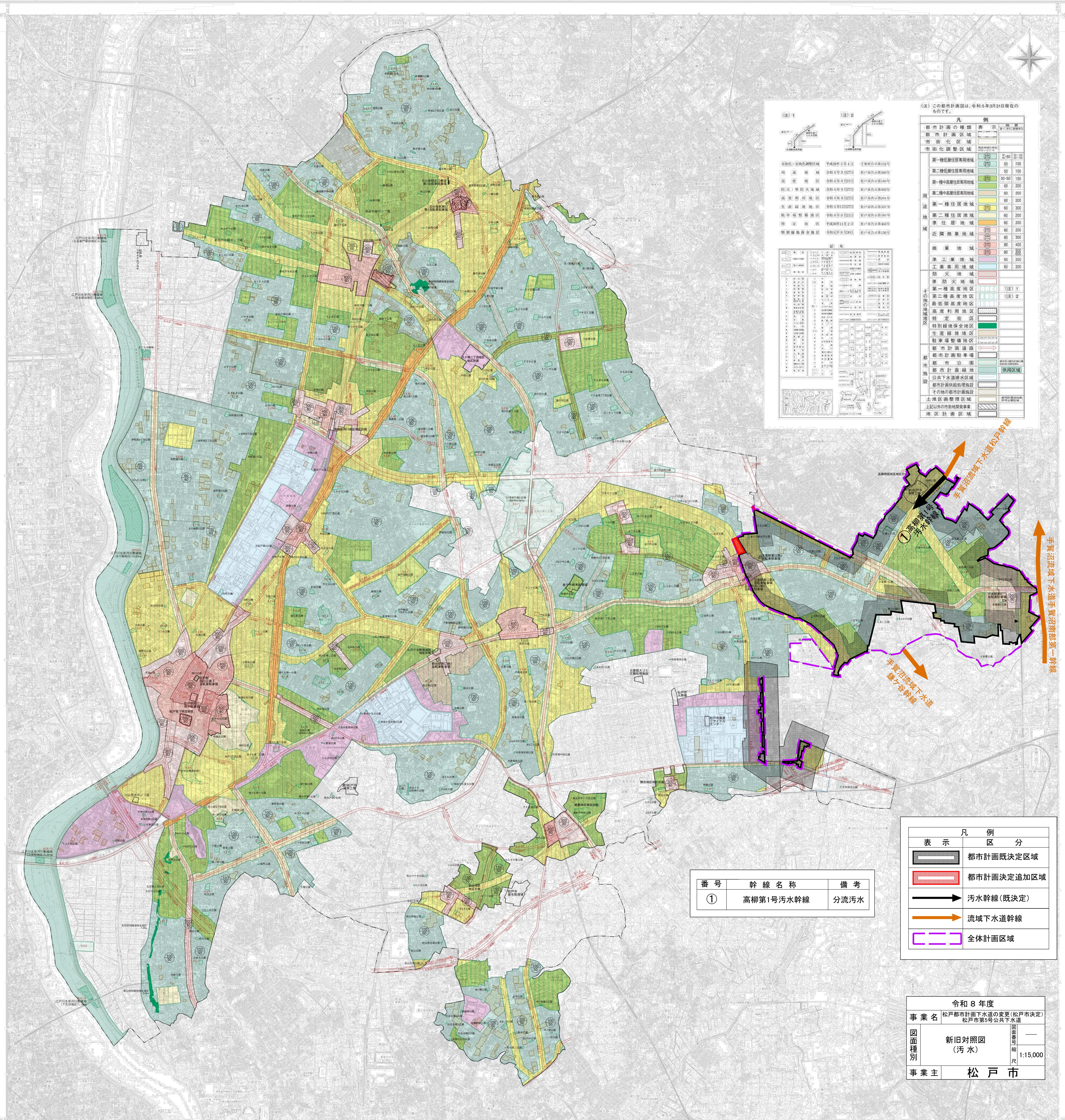
【参考図】







# 松戸都市計画図



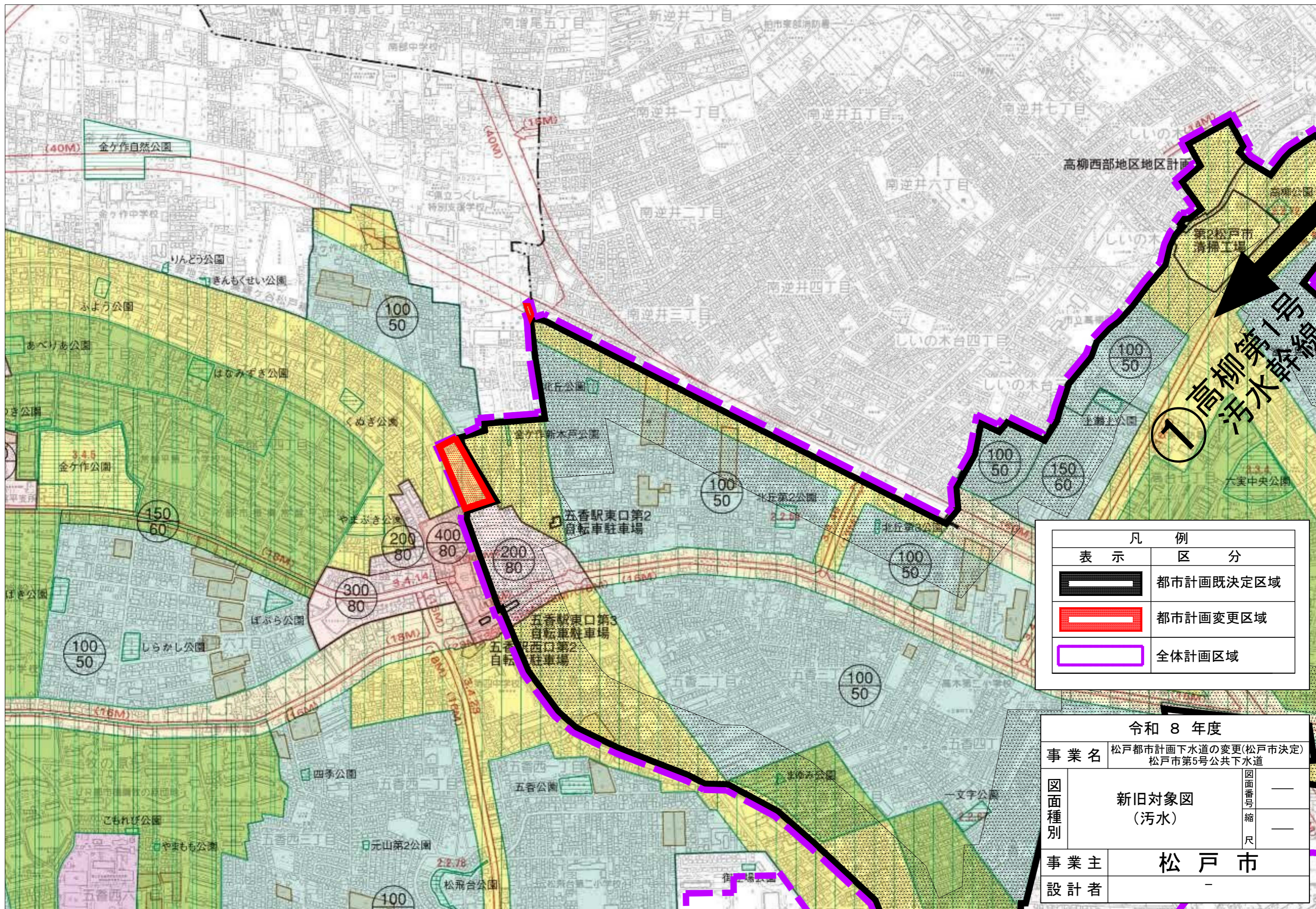
(注) この都市計画図は、令和5年3月31日現在のものです。



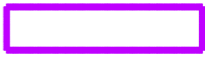
都市計画の種類	表示	高さ
都市計画区域	赤線	—
市街化区域	赤線	—
市街化調整区域	赤線	—
第一種住居地域	緑	20 30 40 50
第二種住居地域	黄緑	50 100
第一種中高層住居専用地域	黄	50 60 150
第二種中高層住居専用地域	黄	60 200
第一種住居地域	黄	60 200
第二種住居地域	黄	60 200
準住居地域	黄	60 200
近隣商業地域	黄	60 200
商業地域	黄	60 400
準工業地域	黄	60 200
工業専用地域	黄	60 200
防火地域	黄	—
第一種高度地区	黄	(注) 1
第二種高度地区	黄	(注) 2
高度利用地区	黄	—
特定地区	黄	—
特別緑地保全地区	黄	—
公園緑地地区	黄	—
都市計画道路	黄	—
都市計画駐車場	黄	—
都市計画緑地	黄	—
公共下水道区域	黄	—
都市計画給排水施設	黄	—
その他の都市計画施設	黄	—
土地区画整理区域	黄	—
上記以外の市街地調整事業	黄	—
地区計画区域	黄	—

番号	幹線名称	備考
①	高柳第1号污水幹線	分流污水

凡例	
表示	区分
赤線	都市計画決定区域
黄線	都市計画決定追加区域
黒線	污水幹線(既決定)
黄線	流域下水道幹線
紫点線	全体計画区域

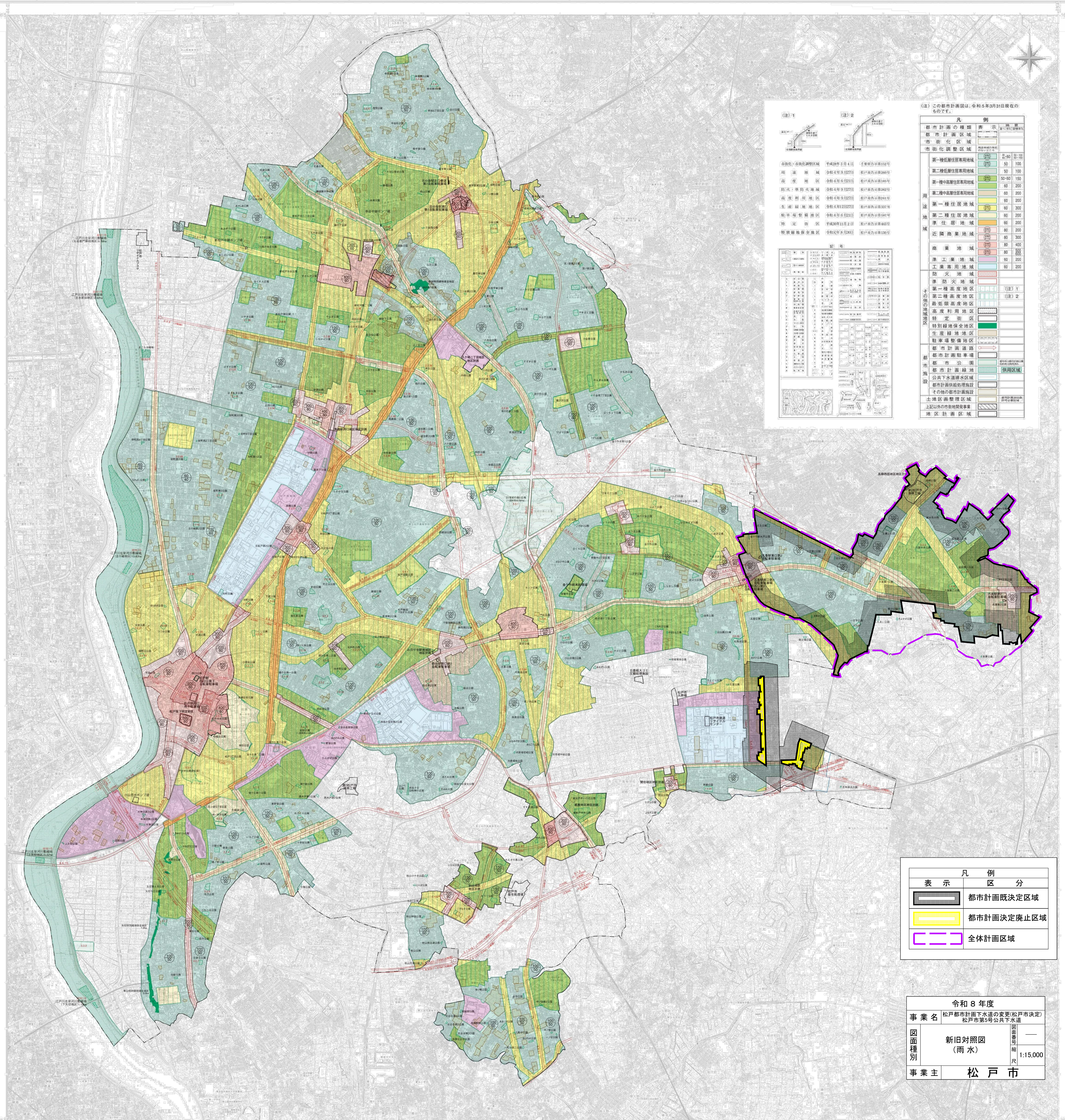
令和8年度	
事業名	松戸都市計画下水道の変更(松戸市決定) 松戸市第3号公共下水道
図面種類	新旧対照図 (污水)
事業主	松戸市



凡 例	
表 示	区 分
	都市計画既決定区域
	都市計画変更区域
	全体計画区域

令和 8 年度			
事業名	松戸都市計画下水道の変更(松戸市決定) 松戸市第5号公共下水道		
図面種別	新旧対象図 (汚水)	図面番号	—
		縮尺	—
事業主	松戸市		
設計者	—		

# 松戸都市計画図

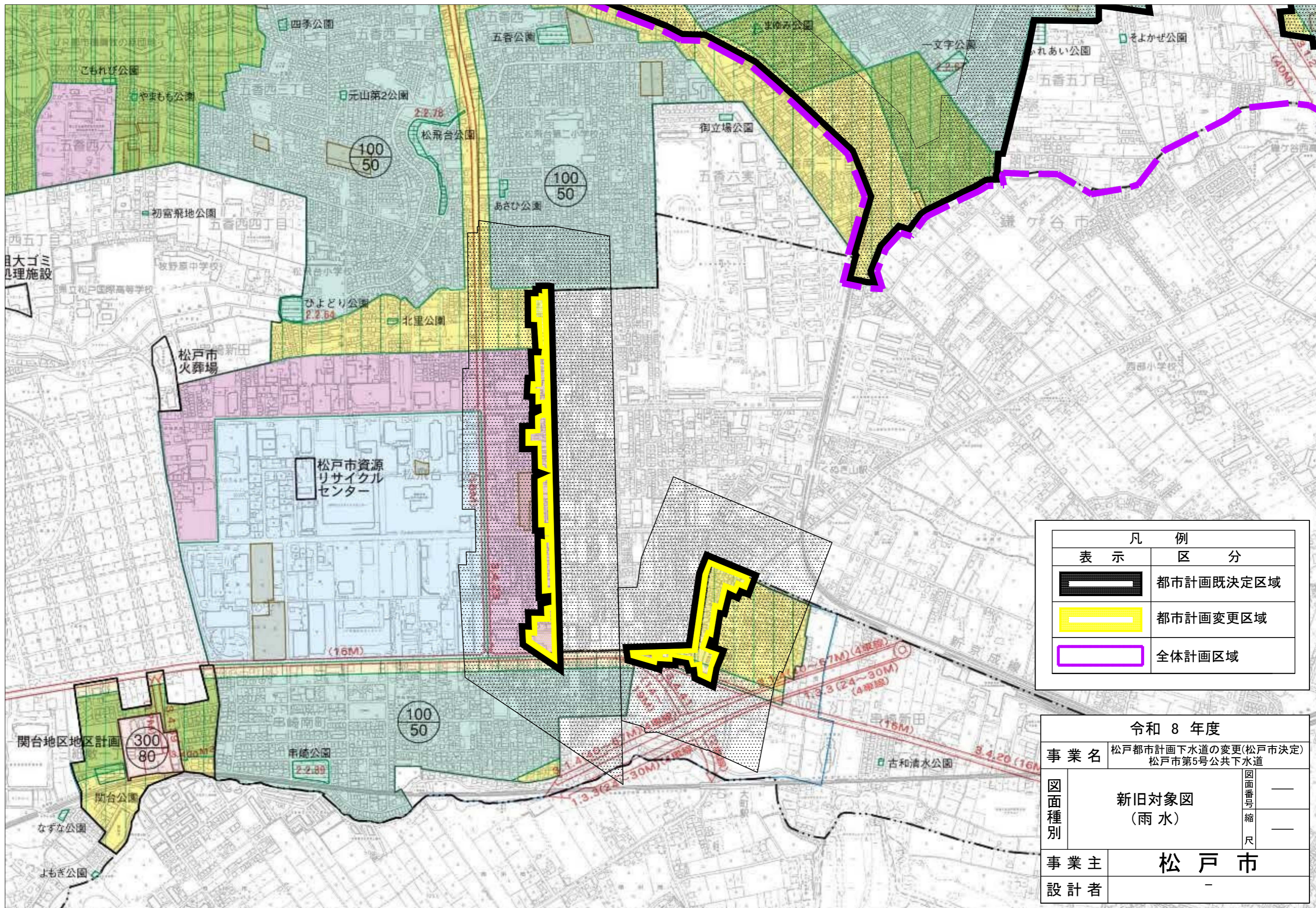



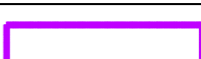
(注) この都市計画図は、令和5年3月31日現在のものです。

都市計画の種類	表示	高さ
都市計画区域	—	—
市街化区域	—	—
市街化調整区域	—	—
第一種低層住居専用地域	①	20 30 40 50
第二種低層住居専用地域	②	50 100
第一種中高層住居専用地域	③	50 100 150
第二種中高層住居専用地域	④	60 200
第一種住居地域	⑤	60 200
第二種住居地域	⑥	60 200
準住居地域	⑦	60 200
近隣商業地域	⑧	60 300
商業地域	⑨	60 400
準工業地域	⑩	60 200
工業専用地域	⑪	60 200
防火地域	⑫	—
第一種高度地区	⑬	(注) 1
第二種高度地区	⑭	(注) 2
高度利用地区	⑮	—
特定街区	⑯	—
特別緑地保全地区	⑰	—
公園緑地地区	⑱	—
都市計画緑地	⑲	—
公共下水道区域	⑳	—
都市計画給排水区域	㉑	—
その他都市計画施設	㉒	—
土地区画整理区域	㉓	—
上記以外の市街地調整事業	㉔	—
地区計画区域	㉕	—

凡例区分	
表示	区分
—	都市計画既決定区域
—	都市計画決定廃止区域
—	全体計画区域

令和8年度	
事業名	松戸都市計画下水道の変更(松戸市決定)
図面種類	新旧対照図(雨水)
事業主	松戸市



凡 例	
表 示	区 分
	都市計画既決定区域
	都市計画変更区域
	全体計画区域

令和 8 年度			
事業名	松戸都市計画下水道の変更(松戸市決定) 松戸市第5号公共下水道		
図面種別	新旧対象図 (雨水)	図面番号	—
		縮尺	—
事業主	松 戸 市		
設計者	—		